東栄町公告第４号

事後審査型一般競争入札を行いますので、次のとおり公告します。

令和８年１０月２１日

東栄町長　村　上　孝　治

1　入札に付する事項

調達整理番号	082006
業務名	診断用X線CT装置　購入
納品場所	北設楽郡東栄町大字　本郷　地内
契約期間	契約の日の翌日から令和９年３月22日
納品期限	令和９年３月22日
賃貸借期間	
業務概要	CTスキャナ本体　一式、寝台　一式、操作コンソールおよび画像処理係　一式、X線高電圧発生装置　一式、スキャンの性能・機能　一式、付属品・周辺機器・その他　一式 搬入、据付、遮蔽、配管、配線、調整等および付帯工事を含む。
入札方法等	本入札は、一定の資格要件を満たした単体企業による制限付き一般競争入札で、電子入札システムにより実施する。このため電子署名及び認証業務に関する法律（平成12年法律第102 号）に基づき、主務大臣の認定を受けた特定認証業務を行う者が発行する電子的な証明書を格納しているカードのうち、電子入札コアシステムに対応しているカードにより利用者登録を行わなければならない。 その他詳細は、東栄町電子入札実施要領による。

2　入札者に必要な資格に関する事項

共　通　事　項	(1)本公告において、東栄町の入札参加資格者名簿に登載されている者であること。 (2) 本公告から契約の相手方の決定までの間において、東栄町から指名停止の措置を受けていない者であること。 (3) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。 (4) 本公告から当該案件の落札決定の日までに、東栄町から「東栄町が行う事務又は事業からの暴力団排除に関する合意書（令和４年12月19日東栄町長・愛知県設楽警察署長締結）」に基づく排除措置を受けていない者。
資　格　要　件　等	次に該当すること。 県内に契約先（本店または契約営業所）を置く者であること。

3　契約条項を示す場所及び日時

場　　所	東栄町役場本庁舎
日　　時	本公告の日から入札日まで

4　入札執行の場所及び日時

入札書の提出期限	令和８年11月５日　午前８時00分から 令和８年11月６日　午後５時00分まで なお、提出期間内に到達のない入札者は不参加とする。
開札予定日時 及び開札場所	令和８年11月９日　午前８時50分 東栄町役場本庁舎政策推進課

5　入札の無効に関する事項

入　札　の　無　効	東栄町契約規則第13条及び東栄町入札心得第4条に該当する入札。 なお、電子入札の場合は、東栄町電子入札実施要領第16条に該当する入札も無効とする。

6　入札保証金に関する事項

入　札　保　証　金	免除

7　契約書作成の要否

契約書作成要否	要

8　その他必要な事項

最低制限価格の有無	無
設計書及び設計図書の　配　布　等	本業務の設計書及び設計図書（以下「設計書等」という。）は、本公告日より、下記のポータルサイトからダウンロードする方法により配布する。 ポータルサイト https://www.buppin.e-aichi.jp/ 「入札情報サービス」から団体選択で東栄町を選択して検索 入札参加申込書の提出期限 令和８年11月２日　午後５時00分
設計書等に関する質　疑	設計書等に関し質問がある場合は、質問書を作成し政策推進課へ提出すること。提出は、メール又はＦＡＸとする。 質問に対する回答は、ポータルサイト入札情報サービスの入札公告ダウ

	ンロードページに掲載する。 質問書の提出期限 令和８年10月26日　午後５時00分 質問書の提出先 東栄町役場本庁舎政策推進課 メール　seisaku@town.toei.lg.jp ＦＡＸ　0536-76-1725（必ず電話で着信確認を行うこと） 質問書に対する回答 令和８年10月28日
入札参加資格の確認	東栄町物品事後審査型一般競争入札試行要領に基づき開札後に確認する。
落札者の決定	予定価格の制限の範囲内で最低の価格で入札した者（最低制限価格を設けた場合には、予定価格の制限の範囲内で最低制限価格以上の価格で入札した者のうち、最低の価格で入札した者）を落札候補者とする。第一順位の落札候補者から入札参加資格要件等に基づき審査を行う。審査の結果、入札参加資格を満たすことが確認された落札候補者を落札者として決定し、落札者へ通知するものとする。なお、落札候補者となる者が２以上あるときは、くじにより落札候補者及び次順位者を決定するものとする。
落札候補者が提出する書類	一般競争入札参加資格確認報告書
一般競争入札参加資格報告書の提出	第一順位の落札候補者は、一般競争入札参加資格報告書（様式第1）の提出を指示した日の翌日から起算して原則として2日（東栄町の休日を定める条例第1条第1項各号に規定する町の休日を含まない。）以内に提出しなければならない。
参加資格がないと認められた者に対する理由の説明	入札参加資格の審査の結果、資格がないと認められた者には、その理由を通知する。この通知を受けた者は、通知日の翌日から起算して５日以内に、当該理由について、書面により説明を求めることができる。なお、書面の様式は自由とする。
その他	(1)入札執行回数は、３回とする。 (2)落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか、免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。 (3)契約保証金　基本的には、請負代金の10分の１以上の額の納付を必要とする。 (4)議会の議決　有 (5)本町に談合等の情報が寄せられたときは、入札の執行を延期若しくは中止することがある。 (6) 前払金については、請負代金額の10分の４の範囲内において、発注者が定めた率により計算した額の範囲内の前払金の支払いを請求することができる